

長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（素案）概要

長野県子ども・家庭課

第1章 支援に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

- 策定の趣旨 : ①法成立の経緯 ②県計画策定の趣旨
- 計画の位置づけ : 法第8条第1項に基づき策定
- 計画の期間 : 令和6年度～令和10年度（5年間）
（関連：第5次県DV防止基本計画、第5次県男女共同参画計画）

2 現状及び課題

(1) 本県における女性支援の現状（抜粋）

- 県の支援体制（R5.4.1現在）
 - ア 女性相談員（女相2、県福祉事務所10、市25 計37名）
 - イ 女性相談センター
 - ウ 配偶者暴力相談支援センター（DV防止法3条）
女性相談センター、あいとぴあ及び安曇野市 計3所
- 女性相談センター相談件数（電話・面接）
H30～R4：1,440件～1,972件（うちDV206件）
主訴：人間関係、夫婦間関係、心身の課題、経済問題 等
- 一時保護件数：R4年度15件（うちDV12件）
- 女性相談員相談件数（電話・面接）
H30～R4：5,205件～6,552件（うちDV1,434件）
主訴：DV、その他夫婦間関係、子ども・親族関係 等
*相談の8割以上が助言指導に留まる。
*相談者の年齢層（女相含む）
電話：各年代から相談あり、面接：30～40歳代が6割
いずれも18歳、19歳からの相談は1%前後
- 女性保護施設入所者：R4年度4件（うちDV3件）
- 一時保護等委託施設：母子生活支援施設、乳児院等16施設
- 県内の民間団体等 : 民間シェルターなし

(2) 支援のための施策推進にあたっての課題

<傾向>

- *女性相談センター及び女性相談員への相談は内容が多様化・複合化
- *県、市の女性相談員配置が進み、福祉事務所等への相談が増加
- *一時保護・女性保護件数は減少が続き、主な理由はDV
- *相談者は30代～40代が多い一方、20歳未満の相談が僅か

- 相談窓口、支援等の利用を躊躇又は利用しない女性への相談充実
- 支援業務の特性による一時保護施設及び女性保護施設の制約
- 複雑、多様かつ複合的な問題を抱える女性の自立に向けた調整機能の強化
- 女性支援を行う民間団体等が少数

3 基本目標

- 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築
- 一時保護機能の多様化及び支援の拡充
- 自立支援のさらなる充実
- 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし

成果指標の取組項目	現状 (R4)	目標 (R10)
相談支援担当者職員の研修受講率	84%	100%
一時保護による支援の満足度（退所時）	75%	100%
支援調整会議（圏域会議）への参加市町村	0	77
協働する民間団体等の数	0	3

第2章 支援のための施策内容に関する事項

1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築

- アウトリーチ、居場所の提供等による早期の把握
 - 県内の高校、短大、専門学校、大学等に対するチラシ配布、学生相談室等を通じた周知
 - 若年女性がアクセスしやすい、ネット、SNS、二次元コード等を使用した情報発信
 - 「こどもカフェ」等、県の居場所づくりの取組を活用した女性に対する予防啓発の情報発信
- 相談支援の質の向上
 - 相談方法の多元化（メール、問合せフォーム等）
 - 女性相談支援員に対する傾聴スキル等に関する研修強化

3 自立支援のさらなる充実

- 同伴児童等への支援
 - 児童相談所、児童家庭支援センターとの連携による心のケアの充実
- 自立支援の充実
 - 自立支援計画の策定による適切かつ継続的な支援
 - 各種手続窓口に繋げる同行支援
 - 生活就労支援センター「まいさぼ」との連携による就労や住まい、家計等の相談の充実
- アフターケアに関する支援の強化
 - 女性相談支援員を中心とした伴走型支援
 - 市町村等と連携した継続的なフォローアップ

2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充

- 多様な問題を抱える女性に対する一時保護
 - 緊急避難支援事業の受入対象者の拡大、一時保護の役割分担による幅広い受け入れ体制の検討
 - 一時保護施設における利用者の状況に応じた柔軟な対応の検討
 - 「にんしんSOSながの」による支援拡充
- 心身の健康の回復及び生活支援
 - 同伴児童支援のための保育士、学習支援員の確保
 - 被害者及び同伴児童に対して精神的なケアを行うためのカウンセラーの確保
 - 女性相談支援センター、児童相談所の連携による同伴児童支援の強化

4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし

- 支援のための体制づくり
 - 支援者のバーンアウト（燃え尽き症候群）防止のためのサポート体制強化
 - 女性相談支援センターのスーパーバイズ機能の強化
- 関係機関の連携強化
 - 支援調整会議、圏域ネットワーク会議における情報、対応策等の共有
 - 市町村基本計画の策定支援
 - 個人情報取扱い、本人同意の徹底
- 民間団体等の掘り起こし
 - シェルター、相談窓口、研修業務を行う民間団体等発掘

第3章 その他施策の実施に関する重要事項

毎年度、長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会のDV被害者支援等に関する分科会において、実施状況の把握、評価を行う。